

市民利用会議室 ご利用案内

市民利用会議室を利用できる団体

■ 次のいずれにも該当する団体

- ① 団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。
- ② 団体の構成員の過半数が市民（市内に在住し、在勤し、又は在学している者）であること。
- ③ 団体の代表者が18歳以上であること。

利用をお断りする場合

- ① 営利を目的とした活動にはご利用いただけません。
- ② その他市の規定によりご利用いただけない場合があります。

利用定員及び利用料金

■ 各部屋定員30人（間仕切を開放して最大60人） ■ 300円（各部屋1時間あたり）

使用許可申請手続き

- 市民利用会議室窓口で使用許可申請書と使用者全員の名簿を提出していただきます。（受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- 予約受付開始日は使用日の8週間前です。（8週間前が土日祝日・年末年始の場合は、その翌日の平日）
- 申請書の提出期限は使用日の5日前までです。（5日前が土日祝日・年末年始の場合は、その翌日の平日）

仮予約手続き

- 使用したい会議室を事前に仮予約することが可能です。
仮予約を行った後、上記の使用許可申請（本予約）を行い、使用料を納入していただくことで、正式に施設を使用できるようになります。
使用日の5日前までに本予約のない場合は、予約が取り消されますのでご注意ください。

ご利用上の注意

- 午前9時から午後9時まで1時間単位で使用できますが、限りある施設を皆様に公平に利用していただくため、下記のとおり、使用時間・回数に制限があります。

区分	会議室	
	時間制限	回数制限
1日	4時間まで	—
1週間（日～土曜日）	合計5時間まで	2回まで
1か月（1日～末日）	合計20時間まで	8回まで

- 使用日には必ず「許可書兼領収書」を持参し、記載してある注意事項を皆様でご確認の上、ご利用ください。
- 使用時間内での準備・後片付けにご協力をお願いいたします。

使用料の免除対象団体

- ① 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている団体構成員が5割以上の団体
- ② 65歳以上の団体構成員が5割以上の団体
- ③ 次の団体が公益に資する事業の実施のために使用する場合
 - ・市内の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）及びそれらのPTA
 - ・放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者が構成する保護者会
 - ・つくば市区会連合会及びその支部並びに単位区会
 - ・つくば市PTA連絡協議会及びそのブロック
 - ・市内の保育所及び認可外保育施設並びにそれらの保護者会
 - ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンターに登録されている団体

使用料の還付

《注意》使用料は、原則として還付できません。

既に納入された使用料については、還付できません。事前に使用日時をよく確認の上、申請をお願いいたします。ただし、災害その他使用者の責めによらない事由により使用ができないときは、還付できる場合があります。

【問合せ先】
かとりだい交流館 市民利用会議室
(代表) 029-896-3356